

ふじた和秀議員に対する議員辞職勧告決議（案）

減税日本ナゴヤ所属の田山宏之議員が、自由民主党名古屋市会議員団所属のふじた和秀議員に対し、平成30年11月に行われた議会運営委員会による視察先での懇親会の際に、ふじた議員から暴言、暴行を受けたことを理由に不法行為による損害賠償を求めていた訴訟において、名古屋高等裁判所は、令和4年1月21日、ふじた議員の田山議員に対する不法行為の存在を認めてふじた議員に10万円の支払いを命じた原判決（名古屋地裁令和3年7月29日判決）を支持し、控訴を棄却した。控訴棄却後、双方とも上告しなかったことから、ふじた議員が田山議員に対し上記行為を行ったこと、そして、上記行為が違法であることを認めた控訴審判決が確定した。

ふじた議員は、控訴審において、「くず」、「ごみ」という発言は田山議員に対し政治家として奮起を促す意味で述べたなどと理解に苦しむ主張をしていたが、名古屋高等裁判所は、ふじた議員の主張を採用することなく、「人を呼び止める程度の強さで触れたものであったとしても、侮辱的な発言と一連の行為として、不法行為に当たる」、「くず、ごみ」という語が政治家として奮起を促す意味と捉えることは困難であり、侮辱する意図で行った発言と評価するほかない」と断じている。

なお、この件に関しては、愛知県警がふじた議員を書類送検し、名古屋地方検察庁が令和2年3月13日に不起訴処分としたが、暴行罪についての不起訴処分の理由は「起訴猶予」であることから、刑事事件として暴行の事実があったと認められているものである。

上記訴訟の内容となっていたふじた議員の違法な言動や、訴訟における責任逃れとも言える極めて不誠実な言動が許されるものではないことは当然であるが、さらにふじた議員は、判決確定後に田山議員や議会、市民に対し一切の説明も謝罪もしていない。こうした一連の行為は、市民の代表として、自らの襟を正し、あらゆるハラスメントの根絶を周知・啓発していく立場にある議員として、その資質が疑われる恥ずべきものと言わざるを得ず、子どものいじめ対策などに真摯に取り組んできた名古屋市会に対する市民の信頼を大きく失墜させるとともに、その名誉を著しく毀損するものであり、到底容認することはできない。

名古屋市議会基本条例に定める「議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する」（第3条第4号）との規定や、名古屋市会議員政治倫理綱領に定める「議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、市民の代表者としてふさわしい品位、識見を養わなければならない」（第2条第4項）、「刑事事犯等の社会的に批判を受ける行為を行わないこと」（第3条第1項第1号）との規定等に照らせば、議長経験者であり、現在の名古屋市会の第一党である会派の団長を務めているふじた議員であればなおのこと、自らの出処進退に関する判断が必要な事例であると考えるが、いまだふじた議員は議員の職にとどまっている。名古屋市会としてこれを不問とすることは、議会の自浄能力に対する市民の期待を裏切ることになり、決して見過ごすことはできない。

よって、名古屋市会は、失われた議会への信頼を回復し、あらゆるハラスメントの根絶を推進するため、ふじた和秀議員に対し、上記のような恥ずべき行為を行った責任を重く受け止め、議員の職を辞することを勧告する決議を行うものである。